

災害廃棄物の出し方・分け方

いち早く日常を取り戻すために

本市が経験したさまざまな災害の教訓を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理について、地域住民が主体となる「地域臨時集積所」という全国初の取り組みを開始しました。

これまで、災害廃棄物の仮置場設置に要するのはおよそ3日間でした。この日数を短縮することで、勝手仮置場やそれに伴う二次被害を防止し、いち早い復旧作業に取りかかるための取り組みです。台風シーズンを迎えるにあたり、災害時の廃棄物の取り扱いについて、ご理解とご協力をお願いします。

勝手仮置場の発生

- 便乗ごみなどが発生
- 公衆衛生の悪化
- 火災の恐れ



2



3



仮置場設置まで
約3日間

1

全国初！
地域臨時集積所
スタート

分別・撤去に時間がかかり
復旧が遅れる

災害廃棄物を出せるのは、次の2つだけです

1 仮置場

災害発生から3日以内を目標に市が開設

2 地域臨時集積所

登録がある場合、最短で即日

① 地域の判断で開設

災害が起きたら、地域住民で話し合い、地域臨時集積所を開設するか判断

② 市民と市の協力体制で管理

開設した地域臨時集積所は、地域住民と市が協力しながら運営・管理

③ 市が迅速かつ手厚く運営をサポート

事前登録制であり、災害時には市が迅速に運営をサポートするので安心

④ 市が土地をきれいに回復

使用後は、市が責任を持って現状回復し、所有者に返却

出し方

分け方

災害廃棄物は、6分別



可燃



不燃



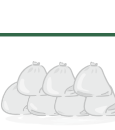
金属類



廃家電



畳・マットレス



処理困難物
(土砂等)

※ 日常で出た生活ごみは、通常どおり捨ててください

分別は、おおまかでOK

「地域臨時集積所」のご登録を

地域臨時集積所を利用するには、事前に市への登録が必要です。

ご自分の地域での登録をお考えの方は、地域内で話し合い、資源循環推進課までお問い合わせください。

なお、地域の単位は「自治会」や「隣組」など問いません。本格的な台風シーズンを迎える前に、ぜひご検討ください。



お問い合わせ先 資源循環推進課 ☎22-7529

台風への備えを

いわき市長
内田 広之

これからの季節、台風への備えは十分でしょうか？災害時、市職員は昼夜を徹し、市民のため復旧対応に取り組めます。

しかし、どんなに頑張っても、一定の限界があります。各家庭の備蓄、災害廃棄物処理、断水、高齢者や障がいのある方、病気の方への一人一人のケアなど、全市職員がいくら全力を振り絞っても、これら全てをカバーするのは難しいのです。

そこで、行政による「公助力」と、個人々人による「自助力」それと、各地域による「共助力」これら3つが相まった「総合力」と、日頃からの備えにより、災害による被害を最小限にしたいものです。